

群馬県市町村会館管理組合職員証に関する規則

平成25年2月6日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県市町村会館管理組合職員証（以下「職員証」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員証の交付)

第2条 管理者は、職員（臨時又は非常勤の職にある者を除く。）に職員証（様式第1号）を交付する。

(職員証の携帯等)

第3条 職員は職務の遂行に当たり職員証を常に携帯し、職員であることを示す必要があるときは、これを提示しなければならない。

(職員証の譲渡等の禁止)

第4条 職員は、職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(職員証の再交付)

第5条 職員は、職員証の記載事項に変更が生じたとき、又は紛失し、若しくは損傷したときは、直ちに職員証の再交付を申請しなければならない。この場合において、職員証の記載事項に変更が生じたとき、又は損傷したことによって再交付を受けようとするときは、現に有する職員証を添えて申請しなければならない。

(職員証の返納)

第6条 職員が退職し、又は死亡した場合には、本人又はその遺族は、職員証を速やかに管理者に返納しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、職員証に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

